



# はじまりの 九

## 大宮中学校のキャリア教育の取組について

広報あさひ4月号で文部科学大臣表彰の受賞をお伝えした、大宮中学校のキャリア教育。さまざまな体験により培われる能力を高めることで教育目標の達成をめざしており、今回は具体的な取組の一例をご紹介します。

### 部活動における職業体験等

**【家庭科部】** 校区内にお店を構える「菓匠松福堂正一」の店主の方を講師にお招きし、令和5年7月に和菓子作り体験教室を開催しました。食品づくりの楽しさだけでなく、難しさや達成感、やりがい、さらに、地元店舗への愛着や誇りをあらためて実感することができました。



和菓子作り体験教室▲

**【パソコン部】** 令和6年6月に開催された「あさひファン★フェスタ」において、プロジェクトマップを披露したほか、万博PRブースで多くの区民の方に対応するなど、ボランティア活動を通していろいろな人との対話への自信につながりました。



あさひファン★フェスタ▲

問合せ 区役所 企画課(3階33番) ☎06-6957-9683

## ～見守り相談室からのお知らせ～ 同意書の返信にご協力ください!

見守り相談室では、地域での平時の見守り活動や災害時の避難支援のために、「要援護者名簿」を作成しています。この名簿は区役所の認めた地域団体に提供され、地域の見守り活動に活用されています(見守りネットワーク強化事業\*).

大阪府が保有する行政情報をもとに、新規に対象者となる方へ同意書を送付し、地域団体への情報提供に同意された方が名簿に記載されます。7月中旬に発送予定ですので、お手元に水色の封筒が届きましたら、「同意する・しない」の返信をお願いします。

※大阪市から旭区社会福祉協議会が受託しています。

問合せ 旭区社会福祉協議会見守り相談室  
(旭区高殿 6-16-1  
旭区在宅サービスセンター内)  
☎06-6957-7301



旭区役所  
ホームページ



旭区見守り相談室  
ホームページ

## クローズアップ あさひ

### おめでとうございます! 指定都市選挙管理委員会連合会表彰

旭区選挙管理委員会  
委員長 瀧元 亮司さん

旭区選挙管理委員会委員長の瀧元亮司さんにおかれましては、多年にわたる選挙の管理執行や明るい選挙の推進に功績があったとして、指定都市選挙管理委員会連合会から表彰を受けられました!

問合せ 区役所 総務課(3階32番) ☎06-6957-9626



## 7月は食中毒予防月間です!!

7月から9月は湿度や気温が高く、細菌が増えやすい季節です。食中毒予防の3原則「つけない」「ふやさない」「やっつける」を心がけ、食中毒を予防しましょう。

細菌などを ①「つけない」⇒手や調理器具の洗浄と消毒

②「ふやさない」⇒早く食べる。冷蔵庫等で低温保管

③「やっつける」⇒しっかり加熱

特に「手洗い」は、感染症予防にも効果的です。帰宅後、食事前やトイレ後等、頻繁に手を洗う習慣をつけましょう。

問合せ 区役所 保健子育て課(2階25番) ☎06-6957-9973

## Join! 旭区万博&SDGs あさひファン★フェスタを 開催しました!

6月2日(日)に城北公園で開催しました「あさひファン★フェスタ」にご来場いただき、誠にありがとうございました。地域や商店街の皆さま、区内の学校などさまざまな方のご協力のもと、天候にも恵まれて約2万4千人の方にご来場いただけました。また、大阪・関西万博のPRブースやステージも大いに盛り上がりました!

問合せ 区役所 まち魅力課(1階3番)  
☎06-6957-9009



## 水防団員募集中!!

水防事務組合管理者の大阪市長 横山 英幸です。近年、大規模な災害が全国各地で発生しております。最近では、能登半島で大きな地震がありました。このような災害はいつ起きてもおかしくありません。そのような中、水害から「まち」を守るため、活躍されている「水防団」をご存じでしょうか。現在「水防団」では新たな仲間を募集しております。



水防事務組合管理者  
大阪市長 横山 英幸

活動内容 災害時の水防活動、災害時に備えた管理施設の点検と水防訓練など

訓練 年2~3回程度

入団資格 区内に在住または在勤の18歳以上の方

関心を持っていただけた方は、こちらのQRコードをご覧ください。



淀川左岸水防事務組合  
ホームページ



淀川左岸水防事務組合  
YouTubeチャンネル

詳しくはこちらをご覧ください

水防事務組合ホームページ <http://www.suibo-osaka.or.jp/>

問合せ 淀川左岸水防事務組合 ☎072-841-2310

あなたの地域の水防活動にその力を発揮してみませんか?  
水防組合では、水防活動に参加して下さる方を新たに募集しています。



Q 水防団とは?

A 水防法に基づき自治体などが設置する地域住民の防災組織です。

水防団を構成する人たちは、普段はそれぞれの地域で生活している自営業や会社員といった民間の人たちですが、非常時には水防団員として出動します。水防団の活動は、水害から地域の住民と財産を守るために行う活動です。

淀川左岸水防事務組合は、大正6年の淀川の堤防の決壊を受けて大正8年に設立され、令和元年に100周年を迎えました。55区域の水防分団で構成されており、多くの団員が水防活動に従事しています。旭区では清水・古市・赤川の3分団があります。

Q 水防団の役割は?

A 普段から堤防を点検し、洪水等の災害時に現場に駆け付け、被害を最小限に食い止め、水害から私たちの生命と財産を守るのが仕事です。

高潮、津波等注意報・警報が発令された時や震度4以上の地震が発生したとき、水防法により知事から緊急出動の指示を受けた時などに活動します。

Q 費用弁償などはありますか?

A 水防団員は非常勤の公務員という身分を有しています。

水防訓練への参加や、洪水などの水防作業に従事した場合には出務手当、作業手当などが支給されます。また、班員には報酬が支給され、階級が上がるのに合わせて報酬額も上がります。